

横浜家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

令和4年12月7日（水）午後1時30分～午後3時30分

第2 場所

横浜家庭裁判所大会議室（本館5階）

第3 出席者

（委員）五十音順、敬称略

伊藤薫、菊地哲也、日下部克通、高本雅通、佐藤基、庄司宗弘、瀬尾裕香、辻昌文、平井美佳、平沼義幸、松井英隆、渡辺穰

（事務担当者）

首席家庭裁判所調査官、少年首席書記官、家事次席家庭裁判所調査官、家事次席書記官、事務局長、総務課長、総務課課長補佐、総務課庶務係長

（オブザーバー）

神奈川県弁護士会所属弁護士 渡邊禎

第4 テーマ

「調停制度発足100周年・調停制度の過去、現在、未来」

第5 議事概要

1 新任委員の紹介等

2 委員長選任

松井委員が委員長に選任された。

3 委員長代理指名

委員長から日下部委員が委員長代理に指名された。

4 テーマ趣旨説明

5 テーマに関する基本説明

日下部委員、家事次席書記官及び神奈川県弁護士会から順次説明があった。

6 意見交換（以下、◎委員長、○委員及びオブザーバー）

- 遺産分割調停においては第1回調停期日における冒頭の手続説明は、原則、双方に同席していただいています。これは、夫婦関係調整調停等よりも感情的な対立が少ないこと、別席で説明する場合、申立人及び相手方に同じ説明を繰り返す必要があり、かなりの時間を要してしまうためです。冒頭の手続説明以降は、交互に事情を聴取し、当事者の関係性等を見極め、調停終了時、次回期日の指定までに調停委員会が別席調停を継続するかどうかを決めていることが多いと思います。当然ながら、第1回調停期日より前に、同席できない何らかの情報が把握できている場合は、第1回調停期日の冒頭から別席調停を行っています。ちなみに、同席調停が実施できる当事者は、多くの場合、双方に手続代理人がおり、その手続代理人と依頼者とがしっかり意思疎通できております。

- 反対に、手続代理人がいない当事者の場合は、調停の具体的内容に入っていきますと、途中でスムーズに進められないこともあるため、同席調停を行っていないのが実情です。
- 今説明された遺産分割調停と異なり、夫婦関係調整調停等は、同席した状態で冒頭の手続説明をすることが困難で、当事者双方が同席した場合、言い争いになることが想定されるケースがあることから、そのほとんどを手続説明から別席調停で実施しています。調停期日指定前に、申立人及び相手方に対し、同席調停の可否に関する意向照会をしていますが、別席調停を希望する当事者が圧倒的に多い状況にあり、この点からも同席調停を実施していないのが実情です。
 - ウェブ調停を実施する上で、当事者のなりすましや、ウェブ調停の様子を撮影してSNSにアップロードするなどの種々の悪質な行為により、トラブルをさらに助長する可能性もあると思いました。職場でカウンセリングのオンライン化について話題になった際に、欠点として、カウンセリングでは、対面で話し観察することで初めて分かることも多くあり、少なくとも初回は対面で行うのが良いのではないかと、また、接続先の具体的な状況が分かりづらいというのが、話題になりました。反面、①出席者が同時に話すとか話が成り立たないため、順番に発言をすることになり、その結果、対面よりもしっかりと伝えようとして意思疎通がより確実に行える、あるいは②当事者が一堂に会しないため、安全確保の手段として有用である、③当事者の事情により出頭できない、出頭させるべきではない場合にも実施できるなどの点は、メリットであるという意見がありました。
 - ウェブ調停の活用が難しくなるような事態が発生した場合への対応については、実際にはかなり難しい問題ではありますが、そういった場合には直ちにウェブ調停を中止することが考えられます。また、ウェブ調停を実施するかを検討段階では、もろもろの事情からそもそもウェブ会議不適切事案と判断することなどが考えられます。
 - 先ほどの近未来の調停制度の説明を受けて、司法制度もデジタル化へ進んでいることを実感しました。デジタル化との関連では、私のところでは、いかに編集局内で使用する紙の量を減らしていくかが課題になっています。もっとも、これは働き方改革とセットで考える必要があります。業務として組版及び確認作業がありますが、そのために現在、従業員が出社して対応しています。これを紙に印刷せず、データで確認する方法に変えられれば、自宅でも仕事ができるようになります。共働きや育児等に関わる従業員が増えておりますので、今後、様々な働き方、例えば働く人にとって利便性を高める働き方へと変化していく必要があると思っています。司法の場においても、デジタル化が進むにつれて、利用者にとってもより良い方向に変化していくと良いと思います。世間一般では、デジタル化が進展する一方で、SNSが荒れる、炎上する、相談状況を録画してユーチューブにアップロードするなど、悪意をもって行動する人が少なからずいますが、具体的な対策を講じるのは難しいのが現状です。
 - ほかにサイバーセキュリティの問題が挙げられます。紹介のあったウェブ調停で用いられるウェブエックスは、銀行などでも採用され、比較的安全性が高いと言われておりますが、それでも当事者側の接続環境も踏まえて常に対策を考えておく必要があります。
 - すべての調停に当てはまるか分かりませんが、オンラインのモニター上の情報だけで

はなく、当事者の待合室などでの身振り、態度、容姿に至るまで、多くの非言語的な側面を観察することが有益な調停もあるのではないかと感じています。また、オンラインであるために期日に出頭する動機が低下するなどの影響が考えられると思います。他方で、コロナの影響で期日が入りづらかったという状況が、ウェブ調停の実施により改善するという点は、喜ばしいことだと思います。

- 調停それ自体は、確かに調停室において行われますが、調停委員は、出頭した当事者を待合室へ呼びに行く際、当事者のしぐさや様子等を含め、様々な情報を注視して、調停進行に必要な情報を収集しています。そういった点では、調停委員も同じように当事者の様子をよく観察しています。ウェブと対面の違いという面では、ご指摘の内容を改めて考えると、非常に大きな差異があり、調停の運営方法としても最初は対面で実施して、その後はウェブ調停を行っていくという使い分けもあるだろうと思いました。ただ、一概に初回だからウェブ調停をしないというのではなく、事案に応じて対面を上回るメリットがあるかどうかを総合的に検討した上で実施する必要があると思います。
- 以前、家庭裁判所委員会において、庁舎を見学した際に電話会議システムを見ましたが、その時と比べても、急速に裁判所におけるデジタル化が進展したように思います。私のところでもリモートワークが浸透し、取引先との打合せ等もウェブでやることが多くなりました。司法におけるデジタル化は、他の委員も指摘しているようにセキュリティ上の問題が心配されるものの、やはり世間が順次デジタル化に対応していくのに合わせて、裁判所も対応していくべき問題だと思います。デジタルの分野では日々修正しながら進めていく手法が一般的ですが、これが果たして司法となじむのか難しいところです。ですが、デジタル化が進んだときに司法分野のみができませんということは、今後難しいでしょうから、司法においても着実にデジタル化を進めていく必要があると思います。また、リモートワークが浸透し、利用者である従業員の利便性が高まる一方、経営者側には従業員の稼働状況の把握といった課題もあり、リモートワークに対する評価は分かれています。そのため、大企業ではリモートワークの見直しをしているところもあると聞いています。これは結局、対面とリモートの使い分けが重要なのかなと思います。
- インターネットへの情報流出や誹謗中傷のアップロードといった問題についてお話がありましたが、一旦ウェブに書き込まれる、あるいは流出してしまったら、事後的にケアするのはやはり難しいと思います。そうすると、調停開始時に注意書を渡したり、ウェブ調停開始前に念押しをしたりして注意喚起していくなどの方法により、予防していくことが必要になると思います。また、例えば弁護士に対するネット上での誹謗中傷なども想定されるところ、これは弁護士に対する業務妨害になり得ると思われるので、弁護士個人だけでなく、弁護士会を含めて対応するといったことも必要になるように感じました。
- セキュリティの問題、特に取調べ時の被疑者や参考人等の録音、録画は、検察庁においても課題になっています。
- ◎ ウェブ調停は、新しく始まった制度であり、皆様からご指摘いただいた点を含め、メリットを最大化し、デメリットを最小化するよう試行錯誤しながら進めていく必要があると思います。その運用に当たり、今後も様々な点に配慮が必要ではありますが、真に当事者の役に立つ制度として確立していくためにも、現在及び今後の世の中の動きを注

視していきたいと思います。本日は、ありがとうございました。

第6 次回開催日時及びテーマについて

開催日時：令和5年6月22日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

テーマ：横浜家庭裁判所における裁判所職員の採用広報について